第３５回水戸市農業委員会総会会議録

会長　笹沼恭一は、令和８年５月１３日午前９時２５分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎５階農業委員室に招集した。

出席委員（２０名）

１番　岡田幸一	３番　笹沼恭一	４番　市村正司
５番　安藏久男	６番　飛田信広	７番　小松崎陽子
８番　一木克昭	９番　安　邦弘	１０番　皆川　晃
１１番　吉澤　勇	１３番　軍地美代	１４番　渡邉京子
１５番　外岡健寿	１６番　雨貝　裕	１７番　関　成一
１８番　髙安幸一	１９番　雨谷克己	２０番　深谷　泉
２１番　今関征一	２４番　髙橋　基	

欠席委員（２名）

２番　松橋裕子	１２番　大圖金雄

事務局

事務局長	後藤俊之	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	浅川勝彦	農地係長	谷津知一
農地係	米川隆明	農地係	小橋央樹
農地係	野村俊貴		

内　容

１．議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

議案第６号　水戸市農業委員会規程の読点の表記の整備に関する規程の制定について

議案第７号　水戸市農業委員会規則の読点の表記の整備に関する規則の制定について

追加議案　　農地の競売参加の適格者証明願に対する承認について

２．報告

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する受理について

報告第２号　農地法第５条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第３号　制限除外の農地の移動届について

報告第４号　農地法第１８条第６項の通知について

報告第５号　登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会　議　の　概　要

会　　長　おはようございます。

５月13日になりますと、ほぼ田植のほうも終わっている方もまだ途中の方もいらっしゃると思いますけれども、忙しい中、今日は大変ありがとうございます。

年々暑くなる中で、暑さに対応できる稲の品種も開発されていまして、テレビで見た情報でありますが、にじのきらめきという新品種がかなり暑さに強くて収量も多いということで、様々なところで試験的に作っているとのことであります。家電大手のアイリスオーヤマが今年は22ヘクタールをにじのきらめきを栽培しており、来年は100ヘクタール栽培して、数年後には2,000ヘクタールを作るというような意気込みであるとのことであります。収穫した米をパックご飯として、商品にしまして世界に輸出するというような取組をしているわけでありますね。年々気温が上がってきますので、いろんな研究や試行錯誤をして、食味が良くて収量が落ちない品種が開発されていくのではと思っております。

議　　長　それでは、ただいまから第35回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は20名、欠席委員は２名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議　　長　ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名をすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

４番の市村正司委員、５番の安藏久男委員、よろしくお願いいたします。

初めに、議案の訂正がございます。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　議案の訂正がございますので、お手元の訂正と記載された資料をご覧ください。

訂正の議案は別紙４でございます。議案第７号　水戸市農業委員会規則の読点の表記の整備に関する規則の制定についての１行目でございます。１文字波線でお示ししております「規程」は、正しくは「規則」でございますので、訂正になります。大変

申し訳ございませんでした。
説明は以上でございます。

議　　長　それから、追加議案がありますので、事務局から説明させます。

事務局　追加提案がございますので、お手元の追加議案と記載された用紙をご覧ください。
案件ですが、５月８日付で農地の競売参加の適格者証明願の提出がありました。こちらの入札期間が５月15日までですので、６月の総会に諮ったのでは間に合わないことから、水戸市農業委員会総会案件の取扱要綱の第４条第１項第２号に基づきまして、総会招集日の３日前までに提出されたことにより、追加議案とさせていただくものでございます。
説明は以上でございます。

議　　長　事務局から説明がありましたけれども、議案を追加することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、追加することに決定いたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局　それでは、第35回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。
お手元の総括表をご覧ください。
農地法第３条の審議案件が17件、農地法第４条の審議案件が１件、農地法第５条の審議案件が24件、競売参加に係る適格証明願が１件でございます。報告事項といたしまして、農地法第３条の３の届出が12件、農地法第５条の届出が14件、農地法第18条第６項の通知が２件、制限除外の農地の移動届が２件、登記官等からの確認照会が１件でございます。
審議案件、報告事項合わせまして74件が本日の審議総括となっております。
説明は以上でございます。

議　　長　議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番の関成一委員にお願いいたします。

議　　長　それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。
事務局から説明いたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　５番、安藏です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙安委員　18番、髙安です。
現地調査をしたところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　８番、一木です。

飯富藤井地区は私の担当となります。藤井地区の小田木推進委員の協力をいただきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議をお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第７項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、受人は、新規就農のため、耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員　16番、雨貝です。

この件に関して調査検討したところ、新規就農して甘藷を作付するそうなので、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員　16番、雨貝です。

この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員　６番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項及び第13項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局　第12項及び第13項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は、第12項は使用貸借、第13項は賃貸借であります。申請人は、父から農地を借り受け、また実家に近接し耕作に便利なため、農地を賃借し耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

調査検討した結果、２つの案件とも法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自家消費するため、いとこから申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。

この案件も、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第

２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。
この案件も、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員　12番、大圖です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員　１番、岡田です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを上程いたします。
まず、第１項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　20番、深谷です。
調査検討した結果、民家の周りにできる形でちょっと不安だったんですけれども、近くの民家に説明済であり、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第２項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。
調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線東水戸駅から500メートル以内の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料をされます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

この件に関しましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料をされます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料をされます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

　調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第７項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　なお、令和８年２月26日に夫婦連名で許可を受けておりますが、令和８年４月９日付の許可取消願により許可取り消しし、単名で許可を受け直したく、再度許可申請がされたものであります。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

　調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第８項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　９番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

３番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だとのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員　21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項について事務局から説明をさせます。

事務局　第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項について事務局から説明をいたさせます。

事務局　第22項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　４番、市村です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項について事務局から説明をいたさせます。

事務局　第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員　６番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議ほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、議案発送時には建築指導課に開発許可の申請がありませんでしたが、開発許可の申請がされ、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員　12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第４号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたします。

事業担当課　農政課の倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙１をご覧ください。

それでは、議案第４号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和８年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積88,441平方メートル、畑が設定面積51,071平方メートル、設定者42名、取得者26名でございます。

賃借権などの設定日は令和８年７月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第４号につきましては、説明は以上でございます。

議　　長　ただいま、事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

この中に、雨谷克己委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（雨谷克己委員一時退席）

議　　長　それでは、事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課　お手元の資料、別紙４をご覧ください。

それでは、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

雨谷克己委員に係る賃借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画書（再転貸）の７ページの１筆でございます。こちらは田で、設定面積317平方メートル、設定期間は３年、設定者１名、取得者１名でございます。

設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。貸借設定日については令和８年７月１日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議　　長　事業担当課から説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

（雨谷克己委員着席）

議　　長　事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課　ご承認をいただきました面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和８年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の１段目から３段目それぞれの期間ごとの設定については資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認をいただきました面積を除きますと、田が設定面積12,324平方メートル、畑が設定面積6,944平方メートル、設定者２名、取得者６名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

貸借権等の設定日は令和８年７月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第５号につきましては、説明は以上でございます。

議　　長　事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、意見なしで　回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議　　長　次に、議案第６号　水戸市農業委員会規程の読点の表記の整備に関する規程の制定について及び議案第７号　水戸市農業委員会規則の読点の表記の整備に関する規則の制定については関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局　それでは、お手元の資料、別紙３、４をご覧ください。

議案第６号　水戸市農業委員会規程の読点の表記の整備に関する規程の制定について及び議案第７号　水戸市農業委員会規則の読点の表記の整備に関する規則の制定につきましては関連がございますので、一括してご説明いたします。

今回の改正の主な目的といたしましては、社会状況や言語環境の変化に対応し、公文書の表現を日常的な表現に合わせて読みやすくするためでございます。

本市では、３月の令和８年第１回水戸市議会定例会において、水戸市条例の読点の表記の整備に関する条例が承認されましたので、当委員会におきましても関係規程、規則の読点変更を行うものです。

具体的には、別紙３、４の資料に記載されておりますとおり、「，」から「、」に改めるものでございます。

今後につきましては、このたびの総会においてご承認いただきました際には、会長名にて報告してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

議　　長　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございますか。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、冒頭で追加議案といたしました農地の競売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、願出人は、新規就農するため農地の競売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

入札期間は、令和８年５月８日から５月15日までで、開札期日は令和８年５月22日であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員　13番、軍地です。

この件につきまして調査検討しましたところ、法令に照らし適格者であると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することと決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明いたさせます。

事務局　では、お手元にございます報告事項、こちらの資料をご覧いただきたいと思います。

報告第１号　農地法第３条の３の届出、報告第２号　農地法第５条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしております。

なお、先の審議総括表のところで説明ございましたが、４月は第４条の届出はございませんでした。

報告第３号、報告第４号、報告第５号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　それでは、以上をもちまして、第35回総会を終了といたします。ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１０時１０分

ここに本日のてん末を記録し署名捺印する。

令和　　年　　月　　日

水戸市農業委員会会長　　印

第３５回総会議長　　印

議事録署名人　４番　　印

議事録署名人　５番　　印